

豊川市監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月24日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

建設部公園緑地課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年11月9日

3 監査の実施期間

平成28年8月8日～平成28年11月9日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 樹木枯伐採業務委託（その1、その2、その3）は、同一の作業で同時期の一括契約ができるにもかかわらず、分割して契約を行っていた。今後は、一括契約をされたい。
- (イ) 施設管理等業務委託は、赤塚山公園における樹木、草花等の育苗、植栽及び維持管理等の緑化推進業務で、赤塚山公園の指定管理業務と一部同様であるため、指定管理に含めた契約とされたい。
- (ウ) 赤塚山公園の指定管理において、当初に締結した指定管理基本協定の期間内に、市が購入し赤塚山公園に設置した附属備品について、指定管理者との間で、協定書の管理更新の手続が行われていなかったため、適正な事務を実施されたい。
- (エ) 公園管理施設移設工事及び豊公園階段手摺設置工事の設計金額について、県から示された積算基準及び歩掛表に沿った方法で積算されていなかったため、適正な事務を実施されたい。